

## 1 現状

県内の保育施設等は、令和6年度に、県が把握したところによると、**国が定める配置基準は満たしている**ものの、休暇を取得しやすい環境の整備や保育の質の向上という観点からは、回答した584施設中、**207施設で570人の保育士等が不足**している状況にあった。

【参考】本県における保育士数と有効求人倍率

|           |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育士数(人)※1 |     | 6,511 | 6,320 | 6,383 | 6,140 | 6,059 |
| 有効求人倍率 ※2 | 保育士 | 2.64  | 2.10  | 2.43  | 2.53  | 2.72  |
|           | 職業計 | 1.51  | 1.55  | 1.43  | 1.38  | 1.22  |

※1 3月1日現在の保育所等で従事する保育士数（常勤換算）

※2 1月現在の率

## 2 主な取組内容

### (1) 保育士・保育所支援センターによる就職あっせん

潜在保育士（保育士資格を有しながら、保育所等に勤務していない者）や保育士を目指す方などへの相談に応じ、保育所等への就職あっせんを行う保育士・保育所支援センターを平成28年度から運営している。

令和7年度からは、子ども・若者プロジェクト事業として位置付け、体制整備（1人→4人体制）や機能強化（放課後児童クラブを対象に追加）を図っている。

| 実績        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| マッチング数(人) | 10    | 9     | 8     | 6     | 93    |

## (2) 保育士修学資金等の貸付け

平成28年度から、宮崎県社会福祉協議会が実施主体となって、保育士資格を取得するための学費等の貸付け（返還免除規定あり）を実施している。貸付の財源は、国9／10、県1／10で全額補助である。

また、令和7年度からは、貸付対象となる者の家計基準や、以下③の保育士就職準備金のみでの貸付を認めるといった貸付要件の緩和を行った。

（単位：件）

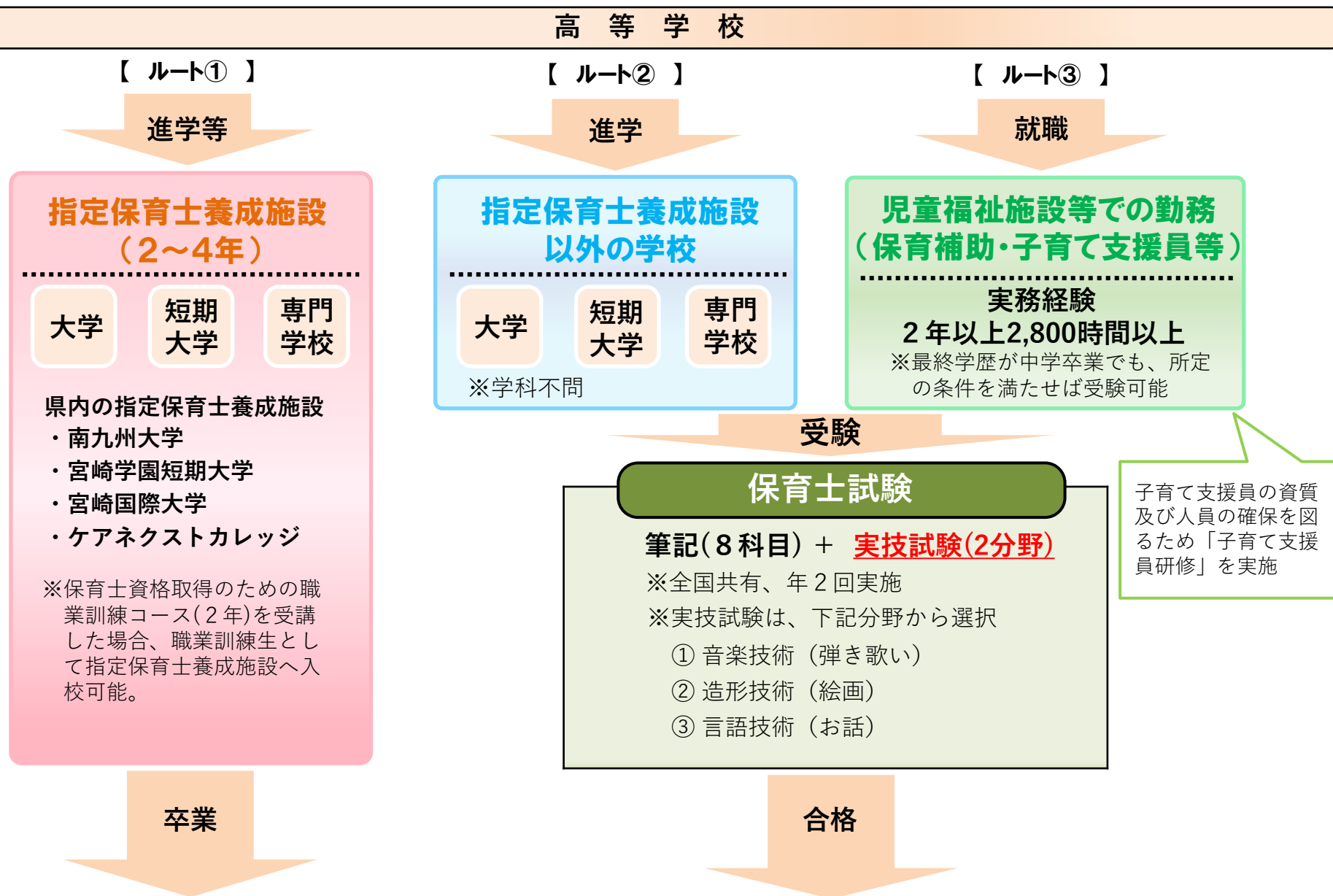
| 実績            | 対象者             | 内容                            | 返還免除規定                | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------------|-----------------|-------------------------------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①保育士修学資金の貸付け  | 指定保育士養成施設に在学する者 | ・学費月5万円以内<br>・入学・就職準備金各20万円以内 | 県内の保育所等に5年間以上勤務など     | 106   | 108   | 84    | 105   | 115   |
| ②保育料の一部貸付け    | 潜在保育士           | 月2万7千円以内                      | 県内の保育所等に再就職後2年間以上勤務など | 43    | 42    | 38    | 20    | 41    |
| ③保育士就職準備金の貸付け |                 | 20万円以内                        |                       | 23    | 11    | 25    | 16    | 9     |

## (3) 幼児教育センターによる支援

令和5年度から幼児教育センターをこども政策局内に設置しており、保育士をはじめとした職員の離職防止などのため、スーパーバイザーによる保育所等への訪問など個別支援を実施するほか、施設長等に対し、相談支援及び労務管理に関する研修等を実施している。

| 実績          | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 訪問施設数(延べ、回) | 53回   | 105回  | 131回  |
| 研修実施回数      | 67回   | 73回   | 67回   |

## Ⅱ 保育士資格所得までの流れ



## 地域限定保育士の一般制度化

### ①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要。

### ②改正内容

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**する。
- 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付**して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。
- **内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定（※1）、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。**  
 （※1）指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定できるものとする（※2）**。  
 （※2）一般社団（財団）法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- 地域限定保育士の登録後**3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験（※3）がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられる**ようにする。

（※3）1年間の勤務経験とすることを想定。